

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から52年7月まで

昭和49年10月から52年7月まで国民年金保険料を特例納付した領収証書を持っているが、50年3月以後が未納となっている。

A社会保険事務所の回答では、昭和38年11月から41年3月まで未納となっていることが確認できたため、規則に従って、納付された国民年金保険料のうち29か月分を同期間に充当したものであるとのことであるが、その期間は納付済みであり、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所では、特例納付制度によって国民年金保険料を納付する場合は、先に経過した月の分から順次行うものとされていることから、申立人が第3回目の特例納付により納付した昭和49年10月から52年7月までの34か月分のうち、29か月分を38年11月から41年3月までの期間に充当したとする「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」（平成20年10月22日）を申立人に発出している。

しかしながら、社会保険事務所が保管している特殊台帳において、申立人は、昭和41年4月から44年6月までの国民年金保険料を第1回目の特例納付により納付し、当該期間が納付済期間とされていることが確認できることから、上記の第3回目の特例納付が行われた時点では、38年11月から41年3月までは既に納付済みであったものとみるのが相当である。

また、申立人は、申立期間を含む昭和49年10月から52年7月までの国

民年金保険料の領収証書を所持しており、当該領収証書は、その様式、記載内容等から真正なものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 から 41 年 9 月 まで
私の国民年金の記録を調べてみたが、申立期間の国民年金保険料を納付した記録が残っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険事務所の保管する特殊台帳及び還付整理簿の記録では、昭和39年4月から45年3月までの国民年金保険料はいったん納付されていたが、そのうち、申立期間を含む39年9月から45年3月までの保険料が39年9月1日「喪失」を還付事由として45年6月26日に還付決定され、同年7月8日に還付されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金保険料を還付した事由である国民年金被保険者資格の喪失は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得に伴って発生したものと考えられるが、申立人の同取得日は、社会保険庁のオンライン記録において昭和41年10月1日であることが確認できることから、申立期間は国民年金の強制加入被保険者期間であり、必ずしも適切な還付処理が行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの期間、38年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年12月まで
② 昭和38年2月及び同年3月

私は、国民年金制度の開始とともに、夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、洋服商を営んでおり、家計等の金銭の管理は私が行っていたので、国民年金保険料は、夫の保険料と一緒に納付していた。申立期間について、夫は納付済みであるにもかかわらず、私のみ未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、9か月及び2か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、昭和36年4月の国民年金被保険者資格の取得以降、60歳になるまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①及び②について、申立人は、国民年金制度の開始とともに申立人の夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間については、申立人が、その夫の国民年金保険料と一緒に納付していたとしており、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和36年10月に連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立期間はいずれも現年度納付が可能である上、申立人が、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫については、申立

期間は納付済みであることが確認できることから、申立期間についても、その夫の保険料と一緒に納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から40年3月まで

昭和38年9月ごろ夫婦一緒に国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付してきたが、妻には納付記録が有るのに、私の納付記録が無いことは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年以降、申立期間を除き、60歳に到達するまで国民年金保険料を完納していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月に払い出されていることが社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人は国民年金加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、A市では、加入手続の際、さかのぼって納付可能な2年度分の過年度保険料について、納付書を作成し、納付勧奨を行うのが通例であったことから、申立人が、この納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、平成2年4月から同年9月までの期間については26万円、同年10月から3年1月までの期間は24万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年4月1日から3年2月1日まで
株式会社Aに勤務していた当時の給料は月額50万円であり、その他に出張費はその都度、給料とは別にもらっていた。標準報酬月額が9万8,000円とされているのはおかしいので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初申立人の標準報酬月額は、平成2年4月から同年9月までは26万円、同年10月から3年1月までは24万円と記録されていたところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日(平成3年2月1日)後の同年5月21日付けで、遡^{そきゆう}及してそれぞれ9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、当該事業所の申立期間当時の総務部長は「申立人の報酬を下げるという話は聞いたことがないし、申立人がそのような説明や説得を受けている場面も見なかった。給与計算や社会保険の手続は代表取締役が顧問税理士に依頼していた。総務部長であった私にさえ給与及び人事労務の権限が無かったのに、B部長であった申立人が社会保険の手続に関与することは考えられない。」と供述していることから、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の

標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成2年4月から同年9月までの期間については26万円、同年10月から3年1月までの期間については24万円と訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間の給与額は50万円であり、標準報酬月額(50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張しているが、当該事業所は平成4年2月11日に適用事業所に該当しなくなっており、登記簿上は清算法人として存在するものの事実上存在しないため、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料は保存されておらず、申立期間当時、当該事業所の経理事務を委託されていた税理士も、給与台帳等の資料を保管していないことから、申立期間当時の給与額について確認することができない。

また、申立人は給与明細書等の厚生年金保険料控除額が確認できる資料を所持しておらず、保険料控除に関して具体的な記憶を有していないほか、同僚からも、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料及び供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額(50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における資格喪失日を平成13年6月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年4月は19万円、同年5月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月24日から同年6月4日まで

株式会社Aにおける厚生年金保険の加入期間は9か月となっているが、当該事業所からの給与明細書によると厚生年金保険料が11か月控除されており、申立期間が厚生年金保険未加入となっているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の株式会社Aでの厚生年金保険被保険者としての資格記録は、資格取得日が平成12年7月1日、資格喪失日は13年4月24日と記録されており、当該事業所の人事記録においても、退職日は同年4月23日と記載されている。

しかし、申立人は、当該事業所は派遣会社であり、申立期間は派遣先の事業所に勤務していたとしており、申立人が所持する平成12年7月分から13年5月分までの給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該事業所の保管していた平成13年の賃金台帳によると、最後の給与は同年6月に支給された同年5月分であり、出勤日数や基本給等の給

与額の記載は無く、休業手当として支払われており、雇用保険の記録において離職日が同年6月4日と記録されていることと併せて判断すると、同日までは申立人と当該事業所との間に雇用関係があったことがうかがえる。

さらに、申立人の厚生年金保険の適用について株式会社Bに照会したところ、保険料は支給月の前月分を控除していたが、申立人の申立期間における厚生年金保険の資格喪失届については、当時のことが分かる者がいないため不明である旨の回答であった。

これらについて総合的に判断すると、申立人は当該事業所において厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成13年4月は株式会社Aの給与明細書において確認できる保険料控除額から19万円とし、同年5月は給与明細書において確認できる支給額から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該事業所の人事記録に記載されている退職年月日の翌日が、社会保険庁における資格喪失年月日の記録と一致していることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における資格喪失日を昭和40年1月1日に訂正し、39年12月の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月29日から40年1月1日まで

社会保険庁の記録では、株式会社Aでの資格喪失日が昭和39年12月29日となっているが、私が退職したのは同年12月31日であり、給料支払明細書によると、34年4月から退職した39年12月まで、毎月保険料が引かれており、39年12月も被保険者であったはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書により、申立人は、株式会社Aで厚生年金保険の資格を取得した昭和34年4月から退職した39年12月まで、毎月厚生年金保険料を控除されていたことが確認でき、複数の元同僚の供述からも、同社の保険料控除方法は当月控除であったと判断される。

また、B株式会社に照会したところ、当時の資料が残っていないため、申立てに係る事実については不明であり、上記の給料支払明細書が同社のものであるかどうかについても不明と回答しているが、複数の元同僚に照会したところ、上記の給料支払明細書は同社のものであり、申立期間も申立人は勤務していた旨の回答をしており、あわせて、当時、申立人は営業

を担当していたが、当時の営業担当者は12月31日に売掛金の回収を行うのが恒例であったため、その数日前に退職することは考え難い旨の供述もしている。

さらに、社会保険事務所の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和30年代から40年代において、1月1日付けで資格喪失している者が複数確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、株式会社Aに継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書及び社会保険事務所の株式会社Aに係る昭和39年11月の申立人の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年12月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年12月から22年5月までの標準報酬月額を180円、同年6月から同年8月までの標準報酬月額を600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年12月11日から22年9月1日まで

私は、昭和18年12月6日から57年5月12日まで株式会社Aに勤務したが、同社B支店に異動した後、21年12月11日から22年9月1日まで、厚生年金保険の加入記録が無い。私は、この期間も途切れることなく勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の株式会社AのB支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和21年12月11日、同社C支店における資格取得日は22年9月1日とされ、申立期間の記録が無い。

しかし、株式会社Aの後継事業所である株式会社Dが提出した職歴証明書により、申立人が昭和18年12月6日から57年5月12日に退職するまで、当該事業所に継続して勤務（昭和21年12月11日に株式会社AのB支店から同社C支店に異動）していたことが認められる。

また、株式会社Dに照会したところ、「株式会社Aは昭和14年9月1日から22年9月1日まで団体郵便年金に加入しており、19年5月31日以前の在籍者については、同年6月1日から施行された厚生年金保険について

は適用除外申請を行い、団体郵便年金制度の廃止に伴って、22年9月1日付けで在籍者全員について厚生年金保険の資格取得届を提出した。この時、団体郵便年金証書を各個人に渡し、解約、継続は個人の選択に委ねた。」と回答している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者証にも団体郵便年金の加入者であることを示す「郵」の記載が確認でき、社会保険庁の記録において、昭和19年10月1日から21年12月11日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、及び社会保険事務所の保管する株式会社AのC支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、21年12月11日における申立人の被保険者資格の取得の記載が確認できることから判断すると、申立人は申立期間を含む19年10月1日以前から22年9月1日までの期間について団体郵便年金に加入し、22年9月1日に厚生年金保険法改正に伴い厚生年金保険法施行令附則第37条が削除され、団体郵便年金加入者が厚生年金保険の強制加入者とされた際に、事業主は申立人について、19年10月1日に遡^{そきゅう}及して厚生年金保険の被保険者とする届出を行ったものと認められる。

加えて、社会保険庁の記録では株式会社AのC支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和22年9月1日と記録されているが、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格の取得日が19年6月1日及び同年10月1日の被保険者記録が確認できることから、社会保険事務所において記録管理が適正に行なわれていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人の株式会社AのC支店における資格取得日は、昭和21年12月11日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社AのC支店に係る昭和21年12月の社会保険事務所の記録から、同年12月から22年5月までの標準報酬月額を180円、同年6月から同年8月までの標準報酬月額を600円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和55年2月21日に訂正し、申立期間に係る同年2月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月21日から同年3月21日まで

昭和49年3月から退職する平成5年3月まで株式会社A及び系列会社のB株式会社（現在は、株式会社C）に継続して勤務していたが、株式会社Aに異動した申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。私の所持する退職金計算書には途切れた期間は無く、当該期間の給与支給明細書では厚生年金保険料も控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A及び株式会社Cが保管している辞令簿、平成5年退職所得の源泉徴収票・特別徴収票、適格企業年金被保険者名簿の記載、雇用保険の加入記録、複数の元同僚の供述及び申立人の所持する退職金計算書により、申立人が株式会社A及び同社と同一グループに属している株式会社Cに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の辞令簿に昭和55年2月21日に株式会社Aへ出向を命ずるとの記載があり、株式会社Aにおける雇用保険の資格取得日も同年2月21日となっていることから、同年2月21日とすること

が妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は15万3,000円、18年12月25日は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月25日
② 平成18年12月25日

申立期間①及び②において、株式会社A勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁の記録には標準賞与額の記録が無い。調査の上、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「給料支払明細書」、事業主及び顧問税理士の供述から、申立人は、申立期間①及び②において、「給料支払明細書」の賞与金支給額（申立期間①は15万3,500円、申立期間②は18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により12月分の給与から同月分の同保険料と合算して控除されていたことが確認できる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人が所持する賞与に係る「給料支払明細書」の賞与金支給額から、申立期間①は15万3,000円、申立期間②は18万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から42年3月まで

私は、昭和38年ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したことを覚えている。申立期間については、納付しているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年ごろ、国民年金の加入手続を行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、42年12月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容とは符合しない上、申立人の国民年金被保険者資格は同年4月1日に任意の資格で取得していることから、申立期間は未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1432 (事案 943 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 47 年 5 月まで

私は、A市からB市に転入して間もなく、C区(現在は、D区)E出張所からサラリーマンの奥さんも国民年金に入れますよとスピーカーで回って来たので、早速、同出張所へ出向いて任意加入の手続をした。

国民年金保険料は、さかのぼって納付できると聞いて、娘の分と併せて4万円ぐらい払ったと思う。

私が、娘も国民年金に入るように勧めた時点では、私は既に国民年金に加入していたので、昭和47年6月に娘と一緒に加入手続をしたということはありませんので、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間(昭和44年12月から47年5月まで)に係る申立てについては、申立人は、B市C区E出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年7月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられる上、申立人の所持する国民年金手帳からも国民年金被保険者資格は、同年6月20日任意加入とされており、申立期間は未加入の期間であり、さかのぼって保険料を納付することはできなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和47年7月に国民年金手帳記号番号が申立人の娘と

連番で払い出されたとされているが、申立人の娘に国民年金に加入するよう勧めた時点で、既に国民年金に加入していたため、同年6月に申立人の娘と一緒に加入手続を行うことはあり得ないとして、再申立てを行っている。しかしながら、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は同年7月に、申立人の娘と連番で払い出されていることが確認できることから、申立人の再申立内容とは符合せず、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
亡くなった夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、夫が集金人に私の分も一緒に納付してくれていた。また、申立期間当時の国民年金保険料は月額100円程度であった。
申立期間の保険料が未納であることに納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、集金人に自身の保険料と一緒に納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年8月に夫婦連番で払い出されていることが社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認されるものの、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫についても申立期間は未納である上、A市における集金人制度は、37年9月から開始されていることが確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付が昭和40年4月から確認できるが、申立人の保険料を納付していたとする大正15年*月生まれの申立人の夫については、この時点から納付すれば老齢基礎年金の受給権を確保する最低必要期間(21年)を満たすことから、申立人の夫は、この時点から夫婦一緒に保険料の納付を開始したものとみても不自然ではない。

さらに、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から61年3月まで

私は、国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料を欠かさず納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入して以降、申立期間についても国民年金保険料を引き続き納付してきたと主張している。しかしながら、申立人が60歳となった昭和58年5月の翌月以降、国民年金に加入するには、改めて高齢任意加入する必要があるが、高齢任意加入制度が創設されたのは61年4月であり、申立人は同月より高齢任意加入していることが社会保険庁のオンライン記録で確認できるものの、同年3月までは制度自体も無いことから、申立期間について保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和36年4月から同年8月まで

私は、昭和36年9月に当時住んでいた寮の奥さん数人と一緒に近くの小学校で国民年金の加入手続を行った際、担当者から、さかのぼって国民年金保険料を納付できると言われ、申立期間の保険料を納付したので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年9月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張している。

しかしながら、社会保険事務所が保管する特殊台帳において、申立人は国民年金被保険者資格を昭和36年9月22日に任意で取得していることが確認でき、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから、申立人の被保険者資格種別は任意となるため、申立期間は未加入の期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から41年8月まで

私の国民年金については、自営業を営んでいた母親が、20歳になった昭和39年*月ごろ、店に来た市役所の職員と思われる人に国民年金の加入を勧められ、手続をしてくれた。国民年金保険料については、私が結婚した60年ごろまでは、母親が店に出入りしていた銀行員を通じて納付してくれていたと記憶している。申立期間の保険料が未納になっているので、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和39年*月ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している職権適用者の国民年金被保険者管理簿により、40年以降、払い出されたものであることが確認でき、申立人の母親は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立期間については、A県B市が保管している国民年金被保険者台帳及び社会保険事務所が保管している特殊台帳では未納であることが確認でき、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致する上、さかのぼって納付したとの主張も無いことから、申立期間の保険料を納付していなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から48年3月まで

私は、国民年金保険料の督促状が届いたことで両親の保険料が未納であることを知り、なんとか両親の何万円か何十万円かの未納保険料を納付した。私の未納保険料についてもさかのぼって納付したので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親の国民年金保険料をさかのぼって納付し、申立期間の保険料もさかのぼって納付したと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の母親の国民年金手帳記号番号は昭和45年10月に払い出されているのに対し、申立人の同記号番号は48年9月に申立人の夫と連番で払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、社会保険事務所では、特例納付した場合には、「特殊台帳」にその旨を記載することとされており、申立人の母親については、同台帳により、46年1月18日に40年4月から43年9月までの期間及び同年10月から45年3月までの期間の保険料を特例納付及び過年度納付していることが確認できるものの、申立人の同台帳にはその記載が認められない上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された48年9月の時点では特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人は、申立人の両親の何万円か何十万円かの国民年金保険料を納付したとも主張しているが、その父親は、明治35年*月生まれであるため国民年金の加入資格が無い上、申立期間には、国民年金と重複して加

入できない厚生年金保険被保険者期間（脱退手当金を受給済み）が含まれており、申立内容は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から45年3月まで

住み込みで染色補正の見習をしていた勤務先の主人が、私が20歳になったので、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。その後、昭和43年4月に結婚した際、41年7月からの未納分に気付きA区役所で2、3万円ぐらい一括納付し、その後は、妻と一緒に納付してきたはずであり、未納とされていることに納得できない。なお、私の生年月日は、長い間、19年*月*日としていたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月に婚姻の際、未納となっていた国民年金保険料をB市A区役所で一括納付し、その後は、申立人の妻と一緒に保険料を納付していたと主張している。しかしながら、社会保険事務所が保管している特殊台帳により、申立人は、47年7月29日に国民年金手帳の再交付を受け、同年10月17日に納付可能な昭和45年度及び46年度分についてさかのぼって過年度納付していることが確認できる上、市区町村では、国庫金である過年度保険料の収納は行っておらず、納付したとする保険料額も大きく異なり、申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方及び生年月日についても日を*日、*日の

二通りで検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私は、昭和48年5月に出産準備のため勤務先を退職し、同年*月長女を出産し、一段落したので国民年金に加入し、国民年金保険料は毎月集金人に払っていた。年金手帳では加入年月日が51年4月5日となっているが、もっと前ではなかったかと思う。唯一証明できる年金手帳は現在持っている年金手帳になった際、返却されなかったので持っていないが、申立期間が未納となっていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在所持している年金手帳に記載されている昭和51年4月5日以前に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。しかしながら、A市の旧電算システムの国民年金被保険者資格の取得・喪失記録及び社会保険事務所が保管している特殊台帳において、申立人は、上記と同日に国民年金の被保険者資格を新規に取得していることが確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立期間について、申立人の夫は共済組合の組合員であることから、申立人の国民年金の被保険者資格は任意加入となり、これは、申立人が所持している年金手帳及び社会保険事務所が保管している特殊台帳の記載とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から同年9月まで

私は、昭和44年6月に勤務先を退職する際、国民年金に加入するよう教えられ、区役所で加入手続を行った。国民年金保険料については、6月分を加入手続時に現金で納付し、7月分からは、集金人に納付したと思う。申立期間が未納となっていることに納付できない。なお、名前のA(B(読み仮名))をC(読み仮名)に間違われていたこともあるので、併せて調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職した昭和44年6月ごろに、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、47年2月に任意の資格で払い出されていることが社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる上、申立人が所持する同年1月4日発行の国民年金手帳でも、国民年金被保険者資格は任意で同日の取得となっていることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間は未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかつたものとみるのが相当である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の申立期間当時の住所地であるD市E区で昭和44年6月から同年10月までに払い出されたすべての国民年金手帳記号番号を申立人の婚姻前の氏名である「F(氏)A(名)」で確認したが、該当する記録は見当た

らず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 3 月 1 日まで
② 昭和 44 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 12 月 10 日から 46 年 2 月 1 日まで

申立期間①については、A 有限会社（B 店）に入社後、3 か月間は見習期間で、後 6 か月間店員として勤務した。申立期間②については、C 株式会社に入社後、3 か月間は見習期間で、後の 6 か月間事務員として勤務した。申立期間③については、有限会社 D に昭和 45 年 12 月 10 日に入社し、46 年 2 月から厚生年金に加入した。いずれの申立期間も厚生年金保険料を休むことなく掛けてきたので、年金記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から申立人が期間の特定はできないものの A 有限会社に勤務していたことは推認できるが、元事業主に照会したところ、事業所が倒産したため関連資料は保管しておらず、申立期間における事業主は既に亡くなり当時のことを知る者もないため申立人の勤務実態及び保険料控除については分からない旨の供述をしている。

また、申立人と同じ高校の同級生で同社に勤務した同僚によると、申立人とほぼ同様に 6 か月間の空白期間がある旨の供述をしており、ほかの複数の同僚も 3 か月から 5 か月の空白期間がある上、見習期間は厚生年金保険に未加入であった旨の供述をしており、当該事業所においては必ずしも従業員の入社時から厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、複数の同僚の供述から申立人が申立期間において期間の特定はできないもののC株式会社に勤務していたことは推認できるが、同社の事業主に照会したところ、事業主は申立てどおりに届出、保険料控除及び保険料納付があったかは分からないが、昭和63年以前には、同社において3か月間の試用期間があった旨の供述をしている。

また、同社の元役員は、入社して3か月間は厚生年金保険と失業保険に加入しておらず、自分自身もそうした取扱いであった旨の供述をしている上、ほかの複数の同僚も、期間は定かでないが入社時に見習期間があった旨の供述をしており、社会保険庁の被保険者期間の記録と同僚が回答した勤務期間とが相違していることが確認できる。

申立期間③について、有限会社Dの役員に何度も照会を行ったが回答を得られず、また、申立期間当時の同僚は既に亡くなっており、唯一所在が判明した同僚からも回答を得られないため、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、社会保険事務所の有限会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得年月日は昭和46年2月1日となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致しており不自然な点はない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 42 年 9 月まで

私は、昭和 39 年 4 月から 42 年 9 月まで、A 店で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、この間の厚生年金保険の加入記録が空白になっていることが分かった。私は、同事業所で仕立てをしており、退職時に、当時の事業主から厚生年金保険に加入している旨の説明を受けた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 店の現在の事業主の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとしている A 店について、社会保険庁のオンライン記録において、同事業所名を確認したものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないほか、同事業所の現在の事業主は、同事業所は以前から個人経営の事業所であった旨の供述をしており、所在地を管轄する法務局に照会したところ、同事業所の法人登記の記録は無い旨の回答があった。

また、A 店の現在の事業主は、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているため、申立期間当時、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったかどうかは不明であるとしており、申立てに係る事実について確認することはできない。

ちなみに、昭和 44 年ごろから A 店で勤務している現在の事業主は、自身

が勤務し始めてから、現在に至るまで、厚生年金保険の適用事業所になったことは無く、当時から国民年金に加入している旨の供述をしている。

さらに、社会保険庁の記録から、申立期間当時において、A店の当時の事業主は厚生年金保険及び国民年金には加入しておらず、その妻及び娘は、国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から同年 12 月 26 日まで

私は、有限会社Aにおいて昭和 53 年 4 月 1 日から 56 年 9 月 11 日まで引き続き勤務していた。厚生年金保険が 53 年 12 月 26 日からとなっているのはおかしい。会社に残っていた履歴書で分かるように、資格取得日を同年 4 月 1 日に訂正し、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社A及び同社の関連会社である有限会社B（申立人が申立期間より後に勤務）に勤務していた複数の同僚の供述、並びに有限会社Bから提供された申立人の履歴書により、申立人が申立期間において、有限会社Aで勤務していたことは推認できる。

しかし、有限会社Aの元事業主に照会したところ「当時の有限会社Aにおける試用期間は3か月で、試用期間中の社会保険は加入不可であった。また正社員の一部の方については、社会保険に加入すると、保険料が控除され手取りが少なくなるため、当時社会保険に加入できなかったパートでの勤務条件を希望する人もいた。」と回答している上、「当時の資料等は保管されておりません。社会保険手続等の担当者も死亡しておりその他の社員で当時の状況がわかる人を見当たらない。」とも回答しているため、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、当該事業所から社会保険の手続を受託していた社会保険労務士事務所に照会したところ、当時の当該事業所に係る社会保険関係の台帳（写し）が

保管されていたが、同台帳には申立人の当該事業所に係る健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日が昭和 53 年 12 月 26 日、資格喪失日が 56 年 9 月 11 日と記載されており、この記載内容については申立人に係る雇用保険の加入記録及び社会保険庁の厚生年金保険被保険者加入記録とすべて一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 7 月 31 日から 49 年 9 月 10 日まで
② 昭和 59 年 5 月 1 日から 62 年 7 月 31 日まで

私は、①の期間についてA社（現在は、株式会社B）に、②の期間についてC株式会社（現在は、株式会社D）に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無い。私は、申立期間についてA社及びC株式会社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚等の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が少なくとも昭和 49 年 7 月以降にはA社に勤務していることが認められる。

しかし、当時A社に勤務し、申立人と同様に調理業務に従事していた複数の同僚に照会しても、申立期間における申立人の勤務実態及び勤務期間について、供述を得ることはできない。

また、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、現在の事業主に照会しても、当時の賃金台帳等の関連資料の存否は不明のため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

さらに、申立期間にA社において給与計算等の事務を担当していた従業員に照会したところ、「申立人の名前は記憶しているが、勤務期間については記憶していない。また、従業員の保険料を預かって、社会保険事務所に支払わなければ、金額に誤差が出る。誤りがあれば、帳簿を訂正するが、その状態が1年以上も続くというのは考えられない。」と供述しており、申立人の正確な勤務期間については確認できない。

加えて、申立人については、社会保険事務所の保管するA社に係る健康保

除厚生年金保険被保険者名簿において、昭和48年8月に健康保険証を返却した旨の記載がある上、49年9月10日に申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を再取得した際の申立人の健康保険整理番号が、47年10月9日に申立人が当該事業所において最初に資格取得をした際の番号とは異なることから、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が少なくとも昭和59年10月12日から60年12月23日までC株式会社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間当時、C株式会社において勤務していた複数の従業員に照会したところ、当該事業所での勤務開始後に担当者に依頼して社会保険に加入したと供述する者、1年間勤務したにもかかわらず厚生年金保険の被保険者期間が1か月間のみであると供述する者がみられたため、当時当該事業所では、勤務していたすべての従業員について、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、C株式会社に照会しても、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の関連資料等は保管されていないため、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

さらに、申立期間にC株式会社に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立期間における申立人の勤務実態について供述を得ることはできない。

加えて、申立期間に係るC株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は記載されておらず、健康保険番号にも欠番が無いため、申立期間において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、C株式会社の業務受託先であり、申立人が実際に勤務していたと供述しているE株式会社F工場及びG株式会社本社に照会したところ、いずれの事業所も、「申立期間当時の業務受託先に係る労働者名簿等は残されていない。」と回答している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月1日から6年7月21日まで

私は、平成2年9月1日から6年7月21日まで、株式会社Aに勤務したが、社会保険庁の記録では、標準報酬月額が勤務期間を通じて8万円となっている。当時受け取っていた給与から比較して非常に低いので、調査して、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに照会したところ、当該事業所が保管していた申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書では、平成2年9月1日の標準報酬月額は8万円で届出され、同様に保管されている申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、喪失時点の標準報酬月額が8万円と記載されており、これは社会保険庁の記録と一致していることから、社会保険事務所が当該事業所の届出どおり記録していることが確認できる。

また、申立人の所持する平成5年11月分及び12月分の給与明細書はそれぞれ二枚に分けられているが、分けられたそれぞれの給与明細書に記載されている給与総額は大きく異なるのに、厚生年金保険料及びそのほかの控除項目、控除額が二枚とも同じであり、一方の給与明細書に記載されている給与額は社会保険事務所に記録されている標準報酬月額と一致しており、厚生年金保険料は給与総額に対応しているが、他方に記載されている厚生年金保険料は給与総額に対応していない。

さらに、株式会社Aの現役員は、当時の当該事業所と申立人とは、他の社員とは異なった事情から、給与明細書を2つに分ける必要があったが、厚生年金保険料は、健康保険が必要であったため、最少額の厚生年金保険料を控除し、それに対応する標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ていると思われる旨、片方の給与明細書に記載している保険料のみ控除している旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、二枚の明細書に記載の両方の保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 59 年 3 月 15 日まで

私は、高校を卒業した昭和 57 年 4 月 1 日から、有限会社Aに入社し、61 年 2 月 16 日に結婚のため退職しました。厚生年金保険の加入記録を見ると、59 年 3 月 16 日からとなっている。57 年 4 月 1 日から 59 年 3 月 15 日まで勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から、申立人が申立期間に有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時有限会社Aから事務委託をされていた元社会保険労務士は、「当時は試用期間がおかれていて、入社してすぐには社会保険には加入させていなかった。試用期間の長さは、決まっておらず2年から3年のこともあった。」旨の供述をしており、所在が判明した元同僚 16 人に照会したところ 12 人から回答があり、そのうち 4 人の元同僚は 1 か月から 2 年の試用期間があったと回答していることから、当時、当該事業所においては、入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当時の事業主は既に亡くなっているため、事業主の親族、事務委託をされていた元社会保険労務士及び税理士事務所に照会をしても、当時の関係資料等は廃棄されて現存せず、申立期間に係る厚生年金保険料が控除された事実について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社Aに係る健康保険厚生年金

保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないことから、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月ごろから32年7月1日まで

私は、昭和29年9月ごろA株式会社B支店に就職した。職場はC株式会社D工場内にあり、セメントの運搬や補助作業を行っていた。社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入期間が1月しか無いのは不思議であり、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において期間の特定はできないものの、A株式会社B支店で勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社に照会したところ、申立人に係る当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認することはできない上、同社の人事担当者は、申立期間当時、事務職以外は入社時点では厚生年金保険に加入していなかった旨供述している。

また、複数の元同僚に照会したところ、元同僚のうち一人が、「昭和32年ごろ労働組合の申し入れで厚生年金保険に加入したのではないか。」と回答しており、このことは社会保険事務所が保管するA株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人がほぼ同時期に入社したと記憶している二人の元同僚を含め40人が、申立人と同じ昭和32年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることと一致しているほか、複数の元同僚が、「入社当初は厚生年金保険に加入していなかつ

た。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業所においては、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人のA株式会社B支店に係る被保険者記号番号は、資格取得日を昭和32年7月1日として払い出されており、上記名簿に記載された申立人の資格取得日と一致している。

このほか、申立期間において、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月 11 日から 35 年 12 月 31 日まで
退職後、結婚してA市に転居したので、脱退手当金の通知は受けていないし、脱退手当金を受け取っていないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年4月18日に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済36.2.10」が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。